

件名:「Money Mule(お金の運び屋)」に関する注意喚起について(安全情報)

【ポイント】

●豪州連邦警察は2月20日、短期間で高額な収入を得られるなどと謳った求人広告について、犯罪者が大学生を「Money Mule(お金の運び屋)」にリクルートする傾向が高まっているとして、注意喚起しています。

●「Money Mule」とは、第三者から自分の銀行口座にお金を受け取り、それを別の口座に送金して報酬を得ることを指し、その多くはインターネットを経由したマネー・ロンダリングの犯罪行為等に加担することになるとして当局が注意を呼び掛けています。安易に金銭を提供すると持ちかけられた場合は懐疑的になる等、十分ご注意ください。

【本文】

1 警察のメディア・リリース概要

<https://www.afp.gov.au/news-centre/media-release/australian-police-warn-university-students-about-money-muling-dontbeamule>

(1) 「Money Mule」とは、第三者から自分の銀行口座へお金を受け取り、それを別の口座に送金することで対価を受け取ることを指します。

(2) 警察は、「短期間で高額の報酬を出す」という広告などによって、犯罪者がお金に困っている学生をターゲットにした募集活動を行っていることに懸念しています。特に、留学生に対しては、言葉の壁やオーストラリアの刑法に関する知識が乏しいという弱点を狙っています。

2 被害に遭わないために

警察は、こうしたサイバー犯罪の手口に巻き込まれないよう、以下の点について呼びかけています。

○大金を提供すると呼びかける投稿は相手にしない。

○安易に知らない人からのメッセージリクエストに応じず、また「リンクをクリックする」様なメッセージを受け取った際は、たとえ発信者が友人・知人であってもリンクをクリックする前に直接話をする。

○銀行口座を含む個人情報を他人に教えない。

○銀行口座を他人に貸し出し、また一時利用等をさせない。

○どのような依頼であっても、違和感を感じたら毅然とした態度で断る。

3 犯罪に巻き込まれた場合・被害を受けた場合について

(1) 万が一、犯罪に巻き込まれた場合や被害を受けた場合は、オーストラリア政

府のサイバー・セキュリティのウェブサイトに申告してください。

<https://www.cyber.gov.au/report-and-recover/report>

(2) また、犯罪に使用されたとする口座の銀行にも通報する必要があります。

(3) サイバー・セキュリティのホットライン

1300 292 371

4 当地に滞在中の方は、こうした情報に注意を払うとともに、身を守る手段のひとつになり得ることを認識して生活を送るようにしてください。また、万が一被害に遭った場合や邦人が被害に遭ったとの情報を認知した場合は、上記の必要な機関等に通報し対応を依頼するとともに、当館にもご一報ください。

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>